

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（個）第13号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった保有個人情報について不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、実施機関宛てに提出した行政文書開示請求書への処分として行われた開示決定等に対して不服があるとして異議申立人が提起した異議申立てについて、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）の規定に反して、広島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問すらされていないものが多数あるとして、平成18年10月11日付けで、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号）第10条第1項の規定により、実施機関に対し、平成16年11月15日付け行情第13号（以下「別件処分」という。）に対する平成16年11月22日付け異議申立て（以下「別件異議申立て」という。）に関して、審査会に諮問しないことを決定した法的根拠などを明記した決裁文書及び諮問しないと判断した理由などを実施機関の職員が付記している場合の別件異議申立てに係る異議申立書の写しなど（以下「本件対象情報」という。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、保有個人情報を作成又は取得していないため、不存在を理由とする自己情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成18年10月25日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成18年11月5日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による改正前のもの。以下「法」という。）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件対象情報を開示するよう求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している本件異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

条例の規定に従い実施機関宛てに提出した行政文書開示請求書への処分として行われた開示決定等に対する異議申立書について、審査会に諮問すらされてい

ものが多数存在している。

これらの異議申立書に対する措置は、いずれも長期にわたって放置されたままのものであり、なぜ諮問されていないのか分からず、実施機関宛てに提起した不服申立てに関して、諮問しないと判断した経緯を明らかにする必要がある。

しかし、実施機関は、作成又は取得していないという不当な理由で、裁量権を濫用し、法に基づく異議申立書の存在を握り潰すとともに、条例の趣旨を踏みにじる不法行為を行っている。

よって、実施機関は、条例に違反した事実を隠匿するために本件処分を強行したものと判断されるため、開示請求の対象とした真実の保有個人情報を適法に特定した上で、速やかに開示するよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

平成16年10月24日付けで異議申立人から行政文書開示請求があつたが、条例第6条第1項第2号に規定する「開示請求しようとする行政文書を特定するために必要な事項」の記載に不備があつたため、補正を求めたところ、異議申立人からの補正書には補正に応じる記載がなかった。別件処分は、補正に応じないことを理由とする行政文書開示請求の却下決定である。

補正に応じないことを理由として行った行政文書開示請求の却下決定に対する不服申立ては、平成22年広島県条例第38号による改正前の条例第18条第1項(以下単に「改正前の条例第18条第1項」という。)の規定により、審査会の諮問の対象とされていないため、別件異議申立てを審査会へ諮問しなかったものである。

そもそも諮問の対象となっていない異議申立てであるから、審査会に諮問しないことを決定するような決裁文書は存在しない。

また、念のため、別件異議申立ての異議申立書を確認したところ、審査会に諮問しないと判断した理由等の記載はなかった。

以上のとおり、審査会に諮問しないことを決定するような決裁文書等は存在せず、本件対象情報は存在しないため、本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、異議申立人が実施機関に提起した別件異議申立てに関し、審査会に諮問しないことを決定した法的根拠などを明記した決裁文書及び諮問しないと判断した理由などを実施機関の職員が付記している場合の別件異議申立てに係る異議申立書の写しなどの開示を求めるものである。

本件請求に対し、実施機関は、別件異議申立てについて、審査会への諮問の対象外であると認識していたため、審査会へ諮問しないことを決定するような決裁文書等は存在せず、本件対象情報は存在しないとして、本件処分を行ったものである。

これに対して異議申立人は、実施機関が条例に違反した事実を隠匿するために処分を強行したものと判断されるとして、開示の対象とした保有個人情報を持定し、速やかに開示するよう要求しており、また、本件請求の趣旨から、本件請求は、実施機関が違法に諮問しないことを決定した文書の開示を求めるものと当審査会は解し、以下その存否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 別件処分時点の改正前の条例第18条第1項について

別件処分時点における改正前の条例第18条第1項に従って、開示決定等について法の規定に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、(1)不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき、(2)不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするときを除き、審査会に諮問するものとしていた。

また、実施機関によれば、改正前の条例第18条第1項の「開示決定等」とは、条例第7条第1項の開示決定及び同条第2項の開示しない旨の決定であって、形式上の不備に係る却下決定などは「開示決定等」に含まれないと解釈運用していたということである。

(2) 別件異議申立てについて

別件処分は、行政文書開示請求に対する却下決定であるが、これは、却下決定時点での改正前の条例第18条第1項の「開示決定等」には該当しないため、別件異議申立ては、審査会への諮問の対象外である。

このことから、別件異議申立ては、審査会への諮問の対象外と認められるため、このような認識の下で、審査会に諮問しないことを決定した法的根拠などを明記した決裁文書は存在しないとする実施機関の説明は不自然、不合理とはいえない。

また、別件異議申立ての異議申立書に審査会に諮問しないと判断した理由等の記載や、条例に違反した事実を隠匿するような違法な実態も確認できなかった。

(3) その他の対象情報について

実施機関は、本件対象情報は存在しないと説明するが、別件異議申立てに対する棄却決定についての決裁文書が本件対象情報に該当すると考えられるため、当審査会において、当該決裁文書を取り寄せて確認したところ、当該決裁文書の起案日は、平成19年3月8日であり、本件請求時には、当該決裁文書は存在しなかった。

したがって、本件対象情報は存在しないため、これを不存在として実施機関が本件処分を行ったことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではな

い。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
19. 4. 27	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問を受けた。
19. 10. 23	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
19. 11. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関から理由説明書を収受した。
19. 11. 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
19. 12. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立人から意見書を収受した。 ・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
元. 10. 24 (令和元年度第7回第1部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問の審議を行った。
元. 11. 25 (令和元年度第8回第1部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授